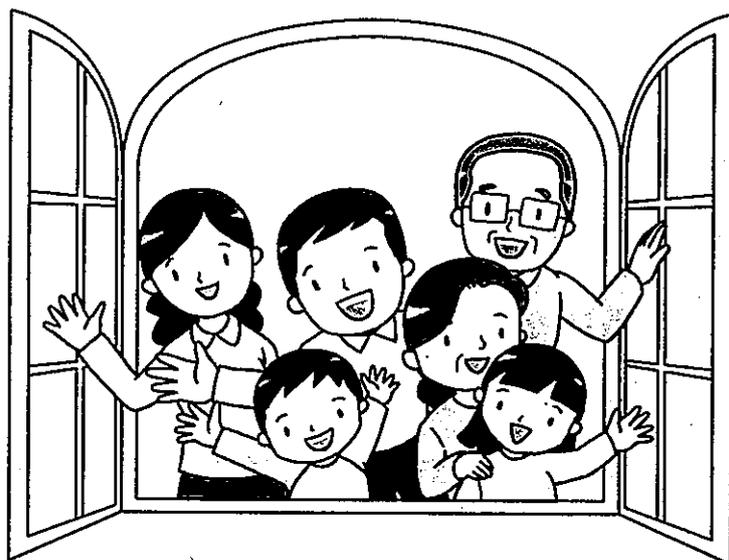


第40回

宍粟市国民健康保険運営協議会



令和2年5月

宍粟市

市民課・税務課・債権管理課・保健福祉課

資 料 目 次

- ・令和元年度宍粟市国民健康保険特別会計決算見込（市民課）・・・ P1
- ・令和2年度宍粟市国民健康保険特別会計予算（市民課）・・・ P2
- ・令和2年度宍粟市国民健康保険事業計画（市民課）・・・ P3
- ・宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について（税務課）・・・ P8
- ・国民健康保険税 年度別調定・収納状況（債権管理課）・・・ P10
- ・月別差押等執行状況表（債権管理課）・・・ P11
- ・令和元年度保険給付費支払状況（市民課）・・・ P12
- ・保険給付費の状況（市民課）・・・ P13
- ・国民健康保険被保険者数等の状況（市民課）・・・ P14
- ・令和元年度特定健診・がん検診の状況（保健福祉課）・・・ P16
- ・令和2年度特定健診・がん検診のご案内（保健福祉課）・・・ P18
- ・令和元年度国民健康保険事業実績（各課）・・・ P22
- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急支援（各課）・・・ P23
- ・宍粟市健康づくりポイント（保健福祉課）・・・ 別紙



令和元年度国民健康保険事業特別会計決算見込(R2.5月末見込)

単位:千円

区分		平成30年度	令和元年度			
		決算額(A)	予算現額(B)	決算見込(C)	予算差引額(C)-(B)	
歳入	1 国保税	現年分	876,469	846,529	851,690	5,161
		滞納繰越分	59,053	55,476	54,332	△ 1,144
		計	935,522	902,005	906,022	4,017
	2 一部負担金	0	4	0	△ 4	
	3 使用料及び手数料	464	480	452	△ 28	
	4 県支出金	普通交付金	2,932,275	3,053,104	2,934,270	△ 118,834
		特別交付金(保険者努力支援)	9,583	16,055	16,055	0
		特別交付金(特別調整交付金)	23,810	29,667	22,040	△ 7,627
		特別交付金(県繰入金)	110,648	110,485	95,289	△ 15,196
		特別交付金(特定健診負担金)	11,078	11,078	11,066	△ 12
		計	3,087,394	3,220,389	3,078,720	△ 141,669
	5 財産収入	0	224	224	0	
	6 繰入金	一般会計繰入金	329,777	335,791	327,650	△ 8,141
		基金繰入金	0	0	0	0
		計	329,777	335,791	327,650	△ 8,141
	7 繰越金	173,487	94,372	94,372	0	
	8 諸収入	10,964	5,276	4,607	△ 669	
	9 国庫支出金	231				
	歳入合計		4,537,839	4,558,541	4,412,047	△ 146,494
歳出	1 総務費	68,644	72,612	66,926	△ 5,686	
	2 保険給付費	2,903,256	3,053,104	2,915,636	△ 137,468	
	3 国民健康保険事業費納付金	1,251,748	1,302,853	1,302,851	△ 2	
	4 保健事業費	25,881	33,932	25,628	△ 8,304	
	5 基金積立金	111,942	13,865	13,865	0	
	6 公債費	0	100	0	△ 100	
	7 諸支出金	81,996	52,075	49,766	△ 2,309	
	8 予備費	0	30,000	0	△ 30,000	
	歳出合計		4,443,467	4,558,541	4,374,672	△ 183,869
差引収支額(歳入合計-歳出合計)		94,372	0	37,375	37,375	

令和2年度国民健康保険事業特別会計予算

(単位:千円)

区分		令和元年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	当初予算 比較 (B)-(A)	備考	
歳 入	1 国保税	現年分	846,529	861,703	15,174	税率改正
		滞納繰越分	55,476	52,538	△ 2,938	
		計	902,005	914,241	12,236	
	2 一部負担金	4	4	0		
	3 使用料及び手数料	480	480	0	督促手数料	
	4 国庫支出金		2,310	2,310	オンライン資格確認によるシステム改修費	
	4 県支出金	普通交付金	3,053,104	3,084,941	31,837	歳出/保険給付費に充てる交付金 県通知による
		特別交付金(保険者努力支援)	16,055	16,055	0	
		特別交付金(特別調整交付金)	29,667	29,667	0	
		特別交付金(県繰入金)	110,485	110,648	163	
特別交付金(特定健診負担金)		11,078	10,206	△ 872	受診者数減等	
計		3,220,389	3,251,517	31,128		
5 財産収入	224	61	△ 163	基金利息分		
6 繰入金	一般会計繰入金	338,675	333,063	△ 5,612	職員体制による変動、事務費減	
	基金繰入金	49,000	60,000	11,000	保険料上昇に対する激変緩和等	
	計	387,675	393,063	5,388		
7 繰越金	1	1	0			
8 諸収入	4,118	4,118	0	特定健診個人負担金、資格過誤等による過年度分一部負担金		
歳入合計		4,514,896	4,565,795	50,899		
歳 出	1 総務費	74,742	74,065	△ 677	職員体制による変動、事務費減	
	2 保険給付費	3,053,104	3,084,941	31,837	歳入/普通交付金と同額 県通知による	
	3 国民健康保険事業費納付金	1,302,853	1,344,854	42,001	県通知による 県全体運営にかかる納付金	
	4 保健事業費	33,932	33,792	△ 140	特定健診、特定保健指導、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知等	
	5 基金積立金	224	61	△ 163	基金利息分	
	6 公債費	100	100	0		
	7 諸支出金	19,941	17,982	△ 1,959	国保診療所特別会計への繰出(歳入:特別調整交付金分)など	
	8 予備費	30,000	10,000	△ 20,000		
	歳出合計		4,514,896	4,565,795	50,899	
差引収支額(歳入合計-歳出合計)		0	0	0		

令和2年度宍粟市国民健康保険事業計画

令和2年4月

市民課・保健福祉課

税務課・債権管理課

1. 計画の目的

市町村国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、医療保険制度の基盤的な役割を果たしているが、制度的に低所得者層や高齢者層の加入者が多いため、保険税に対して医療費は高額となる傾向があり、所得は低い水準にあることから、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な課題を抱えている。

このような課題がある中、同一所得・同一保険料という保険制度の理想をめざし、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を図るため、平成30年度から県が保険者に加わり、市町村とともに国民健康保険事業を運営することとなり、平成30年1月には兵庫県国民健康保険運営方針が策定された。

本計画は、当運営方針を踏まえ、宍粟市の地域実情に応じた国民健康保険事業運営を行うべく、令和2年度における基本方針及び主要事業と主な取り組みについて定める。

2. 基本方針

平成30年度からの県広域化を円滑に進めるとともに、宍粟市国民健康保険事業の健全運営に向けて、関係部署との協議、連携のもと、効果的かつ効率的に事業を推進する。

特に今年度は、保健福祉部や関係部署との連携を密にし、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、重症化予防事業に積極的に取り組み、医療費の抑制に努めるものとする。

3. 主要事業

- (1) 適正な資格適用の推進
- (2) 収納率向上対策の推進
- (3) 保険給付の適正化
- (4) 医療費の適正化・保健事業の推進
- (5) 広報啓発事業の推進
- (6) 地域包括ケアシステムの推進

4. 主な取組内容

(1) 適正な資格適用の推進

① 被保険者資格の適正化

ア 国民年金第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、被用者保険等の資格を取得した人に対して届出の勧奨を行う。また、被用者保険等の被扶養者資格取得の勧奨を行う。

イ 被保険者資格の的確な把握を行うため、未申告者、擬制世帯、単身世帯を対象として調査を行い、資格適用の適正化に努める。

ウ 国民年金受給者情報を活用し、退職者医療制度の要件を満たしている人(被扶養者含む。)に対し、職権適用を行う。

(2) 収納率向上対策の推進

① 収納率の向上

継続的な訪問や電話による納税督促を行うなど、職員の地域担当制により滞納徴収の取組を強化する。国保財政の安定化や被保険者間の負担の公平性を踏まえ、適正な徴収に努め、収納率向上に努める。【目標収納率 94.6%】

② 口座振替・コンビニ納付等の推進

納期内納付推進のため、パンフレットやチラシによる納付啓発を行う。新規加入時に口座振替制度やコンビニ納付等について周知し、利用促進を図る。

また、キャッシュカードを利用したペイジー口座振替制度についても周知啓発し、被保険者にとってより納付しやすい環境を整え、納付啓発を図る。

③ 研修会等への参加と関係機関との連携

収納対策研修会等への参加により徴収事務担当職員のスキルアップを図るとともに、県等関係機関との情報交換等により事例研究等に努める。

④ 納税相談の充実

納税相談や弁明書提出の機会を利用して収納率向上に努める。分納誓約を締結し、納付状況を確認した上で、短期被保険者証を交付する。納付催告や納税相談等に向いて応じない場合は、税の公平負担の観点から資格証明書を交付するものとし、交付に際しては、資格担当と徴収担当が連携を密にし、適正な交付に努める。

⑤ 適正な滞納整理の実施

納税意思の見極めを行い、納付が見込まれない場合は、財産調査等を実施し、適正な滞納整理を行う。

(3) 保険給付の適正化

① レセプト点検の充実

医療機関から請求されたレセプトについて、診療内容や資格の点検を実施し、内容に疑義がある場合は、過誤調整や再審査請求を行う。無資格者については、医療機関への返戻や被保険者への返還請求を行うなど、適正な医療費請求に基づく保険者負担に努める。

② 療養費の適正化

医療機関や柔道整復師へのかかり方やお薬手帳の活用等についてのパンフレット等による周知や医療費通知の実施などにより、被保険者の適正受診への意識啓発を行う。

③ 第三者行為求償事務の取組強化

交通事故など第三者による傷病発生が疑われるレセプトについて調査を行い、第三者行為に該当すると判明した場合は、兵庫県国民健康保険団体連合会と連携し、加害者等に対し適正な求償を行う。

④ 高額療養費等の支給の適正な実施

高額療養費及び高額介護合算療養費制度について、広報等により広く周知や啓発をするとともに、支給対象者に対し、申請勧奨通知を行い、制度の適正な実施に努める。

(4) 医療費の適正化・保健事業の推進

① 特定健診・特定保健指導の充実

ア 生活習慣病の発症を予防するため、40歳から74歳までの被保険者を対象として健康診査を実施する。

イ 40歳未満の若年層への受診促進により、生活習慣病の早期発見を目指す。

ウ 特定健康診査の結果、「積極的支援、動機付け支援」に階層化された被保険者を対象として、生活習慣の改善等について指導を行い、生活習慣病予防に努める。

エ 特定健康診査で「要治療」「要精密検査」通知を受けたにもかかわらず、長期にわたり医療機関を受診していない被保険者への早期受診勧奨を行う。

【特定健診実施目標率 42% 特定保健指導実施率 60%】

② 医療費通知による意識啓発

健康に対する認識や適正受診の必要性について理解を得るため、医療費通知を年6回実施する。

③ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

ジェネリック医薬品差額通知や啓発ちらし配布などにより、ジェネリック医薬品の啓発を行うとともに、ジェネリック医薬品希望カードやシールを提供することにより、被保険者がより申しやすい環境づくりを行う。

また、ジェネリック医薬品の使用実績等を調査し、医療費削減に向けて更に啓発を進める。

【ジェネリック医薬品目標普及率 82%】

④ 重複・頻回受診及び重複服薬の適正化推進

適正受診を推奨し、医療費の適正化を図るため、重複受診や重複服薬等の対象者を抽出・分析し、保健師との連携により、適正受診指導等を実施する。

⑤ 生活習慣病の重症化予防の推進

糖尿病や高血圧症等の重症化予防のため、データヘルス計画に基づき、医療費データ及び特定健診データから抽出した指導対象者に対して保健指導等を実施し、被保険者の生活習慣の改善を促進する。

また、スポーツ推進部署との連携により、特定運動指導や糖尿病等の重症化予防事業等に取り組む。

【データヘルス計画目標保健指導率 70%】

⑥ 歯周疾患（病）健診の実施

歯及び口腔の健康づくりのため、特定健診にあわせた4会場5日間の歯科健診の実施や歯科衛生士による歯科相談実施により、歯周疾患（病）の早期発見、早期治療につなげるとともに、歯の健康への意識啓発を図る。

また、若年層の受診率向上のため、個別健診の実施について検討する。

⑦ がん検診の受診推進

特定健診にあわせてがん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療を目指す。節目年齢に無料クーポンを配布し、受診勧奨を行う。

⑧ 被保険者の予防・健康づくり推進

被保険者がより健康や医療に関心を持ち、健康的な生活がおくれるよう、健康づくりにかかる教室等の実施やちらし等による啓発に努める。

⑨ 第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画の推進

第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画にもとづき、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施と医療費データ及び特定健診データを用いた効果検証を行う。

(5) 広報啓発事業の推進

① 広報媒体の活用

広報誌やホームページ、しーたん通信、しそチャンネルなどのあらゆる広報媒体を活用し、国民健康保険の資格取得や喪失、国民健康保険税の納付方法や納付時期などについて、周知啓発を行う。

② 効果的広報の実施

年次更新や新規加入時、特定健診会場などでパンフレットを配布・説明するなど、適時の啓発活動により、被保険者の国保制度や医療、健康に関する認識を高める。

(6) 地域包括ケアシステムの推進

医療・介護・保健・福祉などの部局横断的な連携により、地域包括ケアシステムを推進する。

高齢者に対して、介護保険の地域支援事業等と一体的に国民健康保険の保健事業がなされるよう支援する。

宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について

1 課税限度額の引上げ

保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納税意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度額を設けています。

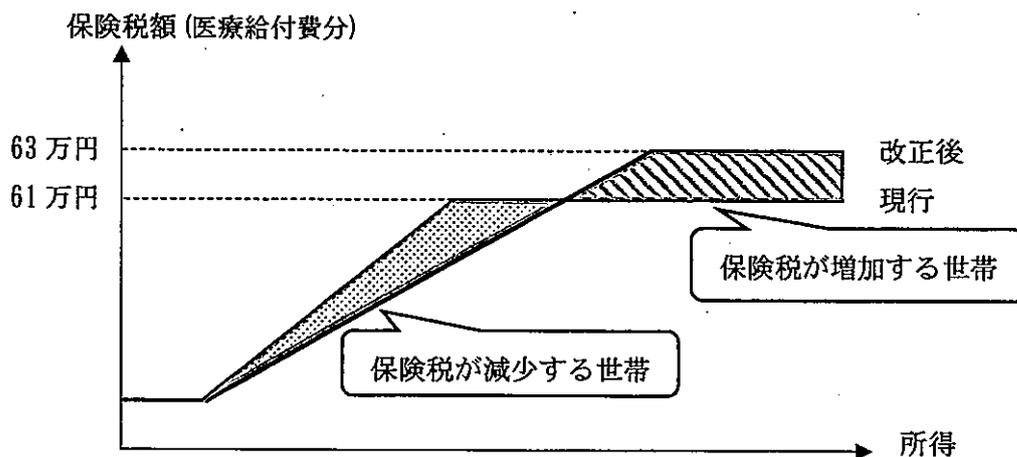
賦課限度額の推移

[単位：円]

年 度	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	合 計
平成 28 年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成 29 年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成 30 年度	580,000	190,000	160,000	930,000
令和元年度	610,000	190,000	160,000	960,000
令和 2 年度	630,000	190,000	170,000	990,000

令和元年度に3万円引き上げられたところではありますが、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、令和2年度においても3万円引き上げる改正を行いました。

課税限度額の改正イメージ



2 軽減判定所得の見直し

保険税は応能割（所得割）と応益割（被保険者数・世帯）により賦課されており、所得が少ない被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合、応益割の部分の保険料について7・5・2割の軽減を行っています。

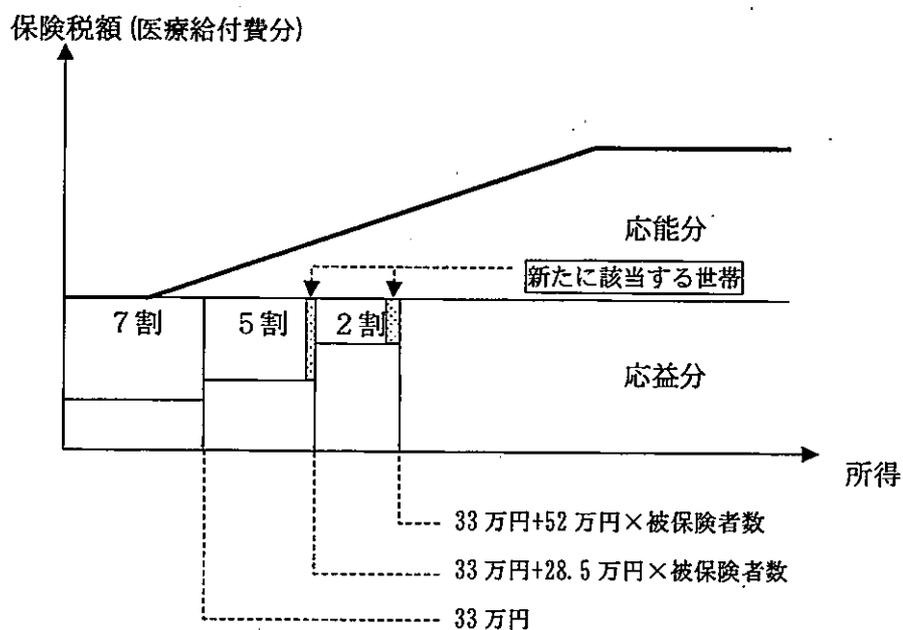
軽減世帯の所得基準額の推移

[単位：円]

年 度	7割軽減基準	5割軽減基準 (世帯員1人当たり)	2割軽減基準 (世帯主及び 世帯員1人当たり)
平成28年度	330,000	265,000	480,000
平成29年度	330,000	270,000	490,000
平成30年度	330,000	275,000	500,000
令和元年度	330,000	280,000	510,000
令和2年度	330,000	285,000	520,000

低所得者に対する軽減措置については、平成26年度から連続で拡充されておりますが、令和2年度においても、経済動向等を踏まえ、5・2割の軽減判定所得について改正を行いました。

軽減判定所得の改正イメージ



(債権管理課)

国民健康保険税 年度別調定・収納状況

区分	当該年度分				滞納繰越分				合計			
	調定額	収納額	未収額	収納率	調定額	収納額	未収額	収納率	調定額	収納額	未収額	収納率
平成17年度	1,227,398,729	1,160,138,933	67,259,796	94.5%	209,278,721	51,610,297	157,668,424	24.7%	1,436,677,450	1,211,749,230	224,928,220	84.3%
平成18年度	1,424,345,400	1,332,053,362	92,292,038	93.5%	220,038,407	45,057,827	174,980,580	20.5%	1,644,383,807	1,377,111,189	267,272,618	83.7%
平成19年度	1,434,693,200	1,338,555,377	96,137,823	93.3%	264,597,326	55,944,392	208,652,934	21.1%	1,699,290,526	1,394,499,769	304,790,757	82.1%
平成20年度	1,230,452,200	1,124,822,446	105,629,754	91.4%	264,605,904	58,438,899	206,167,005	22.1%	1,495,058,104	1,183,261,345	311,796,759	79.1%
平成21年度	1,201,435,300	1,094,038,026	107,397,274	91.1%	289,770,553	61,410,483	228,360,070	21.2%	1,491,205,853	1,155,448,509	335,757,344	77.5%
平成22年度	1,151,502,400	1,049,070,849	102,431,551	91.1%	319,957,529	63,673,729	256,283,800	19.9%	1,471,459,929	1,112,744,578	358,715,351	75.6%
平成23年度	1,137,124,042	1,043,723,484	93,400,558	91.8%	344,173,710	66,961,679	277,212,031	19.5%	1,481,297,752	1,110,685,163	370,612,589	75.0%
平成24年度	1,109,075,100	1,021,376,716	87,698,384	92.1%	359,239,041	78,991,193	280,247,848	22.0%	1,468,314,141	1,100,367,909	367,946,232	74.9%
平成25年度	1,099,877,600	1,019,266,103	80,611,497	92.7%	356,302,391	84,457,393	271,844,998	23.7%	1,456,179,991	1,103,723,496	352,456,495	75.8%
平成26年度	1,073,026,300	1,006,631,591	66,394,709	93.8%	340,617,653	85,920,143	254,697,510	25.2%	1,413,643,953	1,092,551,734	321,092,219	77.3%
平成27年度	1,026,490,600	960,735,796	65,754,804	93.6%	308,751,863	67,832,862	240,919,001	22.0%	1,335,242,463	1,028,568,658	306,673,805	77.0%
平成28年度	1,025,589,400	958,324,789	67,264,611	93.4%	296,179,666	60,168,229	236,011,437	20.3%	1,321,769,066	1,018,493,018	303,276,048	77.1%
平成29年度	976,890,000	913,380,115	63,509,885	93.5%	280,065,104	57,751,289	222,313,815	20.6%	1,256,955,104	971,131,404	285,823,700	77.3%
平成30年度	930,534,050	876,468,912	54,065,138	94.2%	275,997,431	59,053,196	216,944,235	21.4%	1,206,531,481	935,522,108	271,009,373	77.5%
令和元年度(H31) (見込)	904,027,800	851,690,000	52,337,800	94.2%	252,535,613	54,332,404	198,203,209	21.5%	1,156,563,413	906,022,404	250,541,009	78.3%

(単位:円)

令和元年度国民健康保険特別会計 保険給付費支出状況 (P.2.5見込)

(単位:千円)

支払月	療養給付費		療養費			高額療養費		出産育児一時金	葬祭費	保険給付費(給付のみ)計	療養給付費審査支払手数料	出産育児一時金事務委託料	保険給付費総計
	一般	退職	計	一般	退職	計	一般						
4月	-	-	-	140	-	140	3,381	-	-	4,036	-	-	4,036
5月	-	-	-	2,519	2	2,521	29,906	-	-	33,197	604	-	33,801
6月	217,579	1,361	218,940	1,759	4	1,763	29,213	275	29,488	251,326	646	1	251,973
7月	213,869	1,030	214,899	1,646	-	1,646	29,441	158	29,599	248,408	649	1	249,058
8月	192,694	831	193,525	1,757	-	1,757	23,349	157	23,506	220,647	620	1	221,268
9月	209,596	322	209,918	1,777	-	1,777	30,535	58	30,593	243,810	627	1	244,438
10月	224,918	329	225,247	2,052	-	2,052	32,126	1	32,127	260,228	655	-	260,883
11月	200,080	238	200,318	1,597	-	1,597	26,328	46	26,374	229,009	610	-	229,619
12月	212,340	250	212,590	1,702	-	1,702	29,249	-	29,249	243,691	617	-	244,308
1月	214,436	315	214,751	1,836	-	1,836	33,364	-	33,364	250,168	633	-	250,801
2月	210,967	266	211,233	1,938	-	1,938	31,194	-	31,194	245,385	630	-	246,015
3月	217,347	283	217,630	1,618	-	1,618	34,403	-	34,403	254,724	635	-	255,359
翌4月	396,967	196	397,163	1,122	-	1,122	24,755	-	24,755	423,460	617	-	424,077
合計	2,510,793	5,421	2,516,214	21,463	6	21,469	357,243,816	695,433	357,939	2,908,089	7,543	4	2,915,636

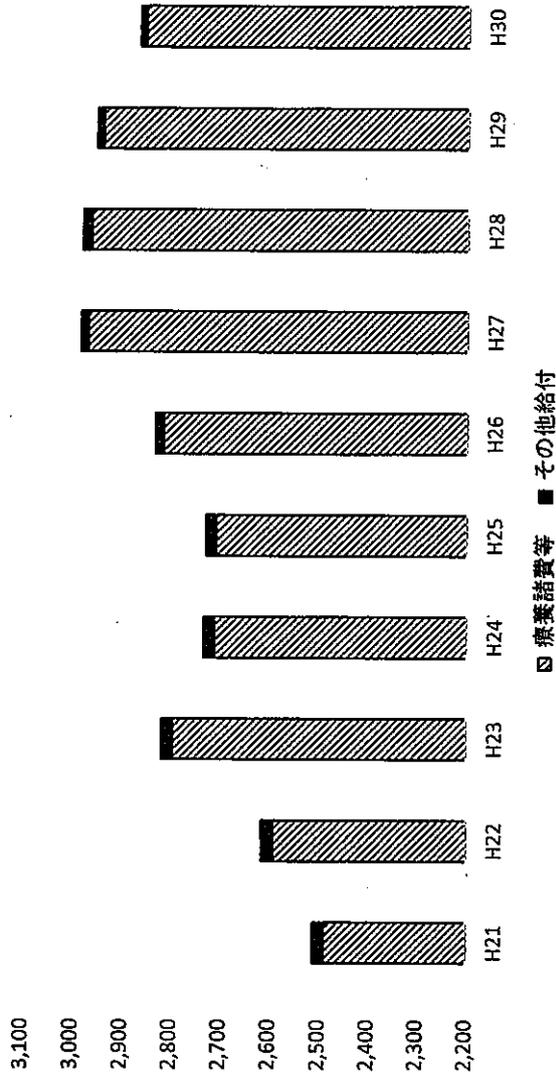
療養給付費	医療費等のうち、保険者分の負担を国保連合会を通じて医療機関へ支払うもの。診療月より数か月後に、国保連合会へ支出する。
療養費	コルセット代等の費用全額を本人が支払後、申請により保険者負担分を本人に給付するもの。
高額療養費	入院等により高額な医療費となり、自己負担分が一定額を超える場合等にその超える額の全額を申請により支給するもの。
出産育児一時金	出産費用及び一時金を申請により支給するもの。42万円を上限とする。
葬祭費	被保険者が亡くなった場合に葬祭を行った者に対して申請により5万円を支給するもの。

保険給付費の状況

(単位:百万円)

年度	療養諸費等	その他給付	保険給付費計
H21	2,489	22	2,511
H22	2,591	23	2,614
H23	2,796	22	2,817
H24	2,712	22	2,733
H25	2,708	20	2,729
H26	2,816	17	2,833
H27	2,969	15	2,984
H28	2,963	19	2,982
H29	2,942	12	2,953
H30	2,854	12	2,866
備考	療養諸費 高額療養費	出産一時金 葬祭費	

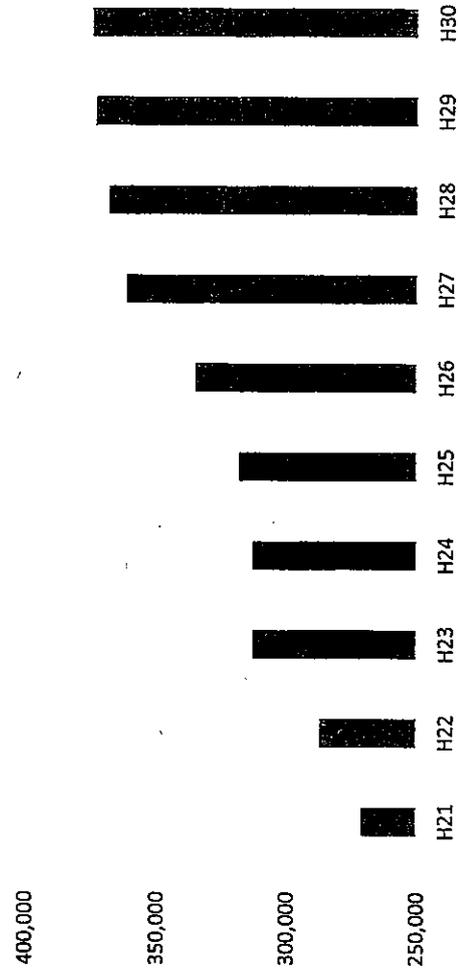
兵庫県国保 保険給付費の推移(一般被保険者)



一人当たり医療費の状況

年度	金額(円)
H21	271,141
H22	287,387
H23	312,921
H24	312,855
H25	318,506
H26	335,514
H27	361,959
H28	368,587
H29	373,755
H30	375,219

兵庫県国保 一人当たり医療費の推移



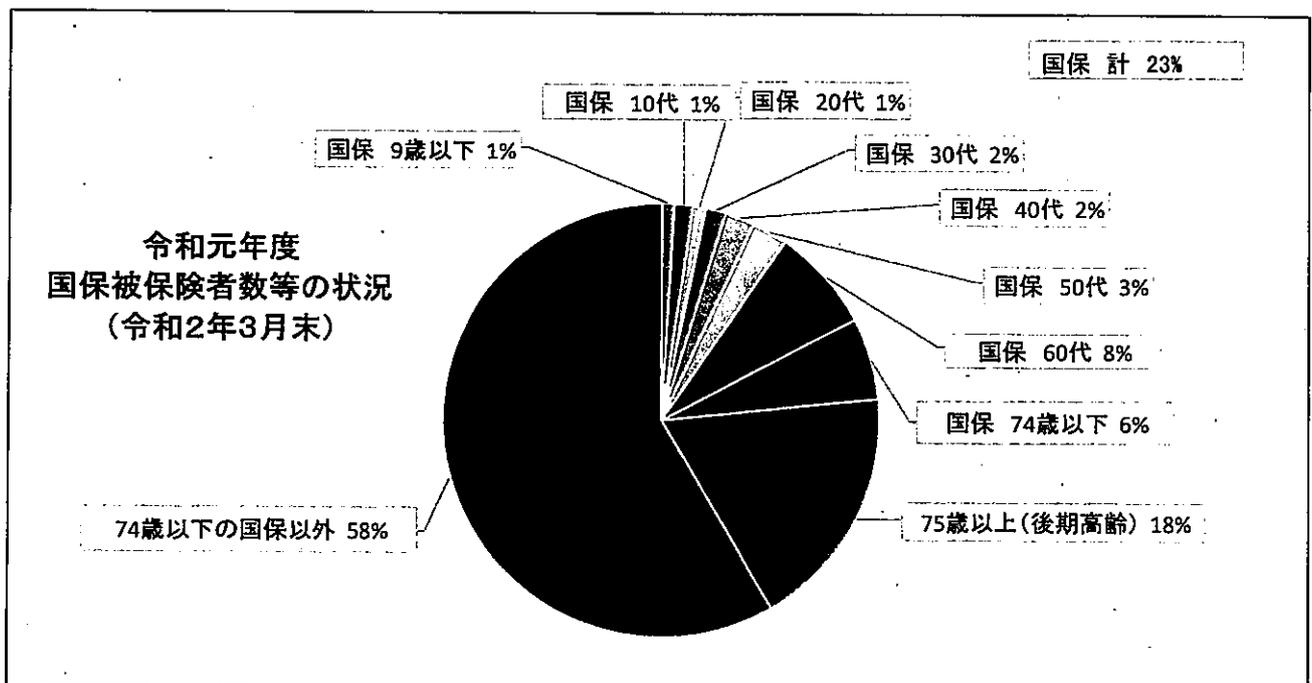
出典:兵庫の国保(兵庫県データ)

国民健康保険被保険者数等の状況

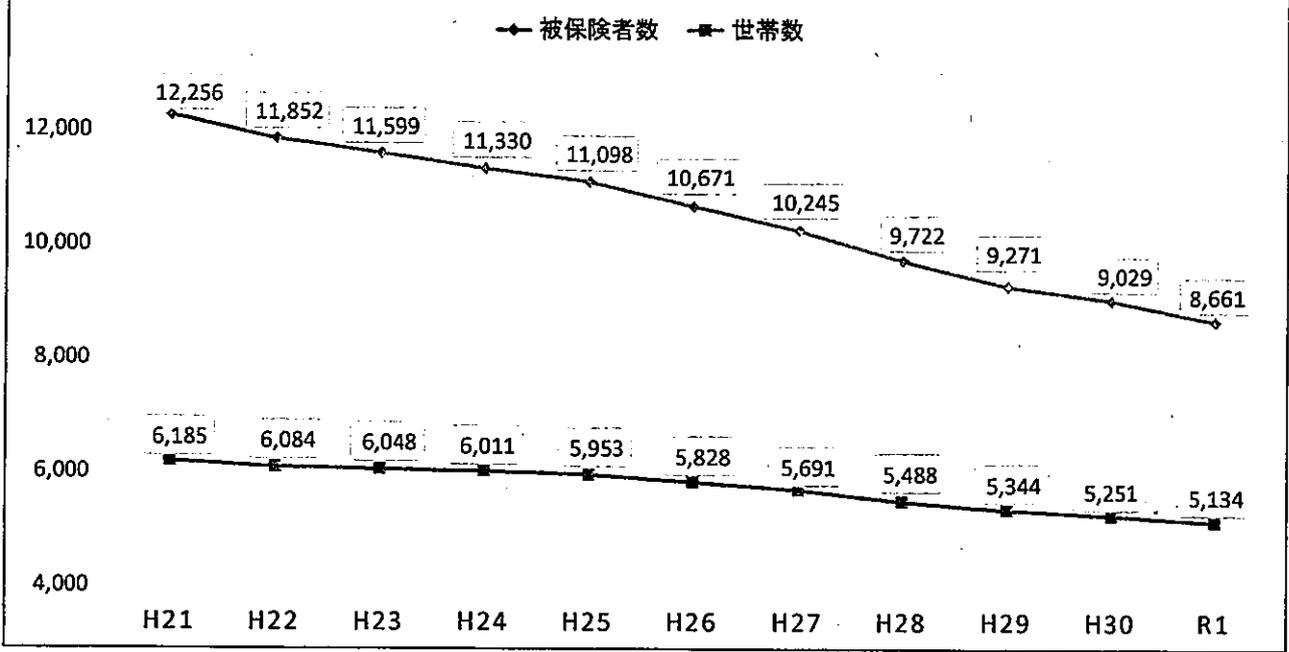
各年度末人数（単位：人）

年齢	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	一般	退職	合計	一般	退職	合計	一般	退職	合計
0~4	148	0	148	152	0	152	138	0	138
5~9	242	0	242	222	0	222	207	0	207
10~14	252	0	252	243	0	243	232	0	232
15~19	304	0	304	260	0	260	260	0	260
20~24	225	0	225	218	0	218	196	0	196
25~29	205	1	206	199	0	199	173	0	173
30~34	295	1	296	278	0	278	250	0	250
35~39	343	3	346	323	1	324	301	0	301
40~44	429	0	429	393	0	393	370	0	370
45~49	470	0	470	473	0	473	444	0	444
50~54	432	0	432	430	0	430	456	0	456
55~59	589	2	591	562	0	562	531	0	531
60~64	984	99	1,083	968	17	985	884	0	884
65~69	2,344	0	2,344	2,163	0	2,163	1,957	0	1,957
70~74	1,903	0	1,903	2,127	0	2,127	2,262	0	2,262
計	9,165	106	9,271	9,011	18	9,029	8,661	0	8,661
世帯数			5,344			5,251			5,134

	人口	国保人口	国保加入率	人口	国保人口	加入率	人口	国保人口	加入率
	38,316	9,271	24.20%	37,709	9,029	23.94%	37,086	8,661	23.35%
うち74歳以下	31,639	9,271	29.30%	31,030	9,029	29.10%	30,345	8,661	28.54%
うち75歳以上	6,677	-	-	6,679	-	-	6,741	-	-

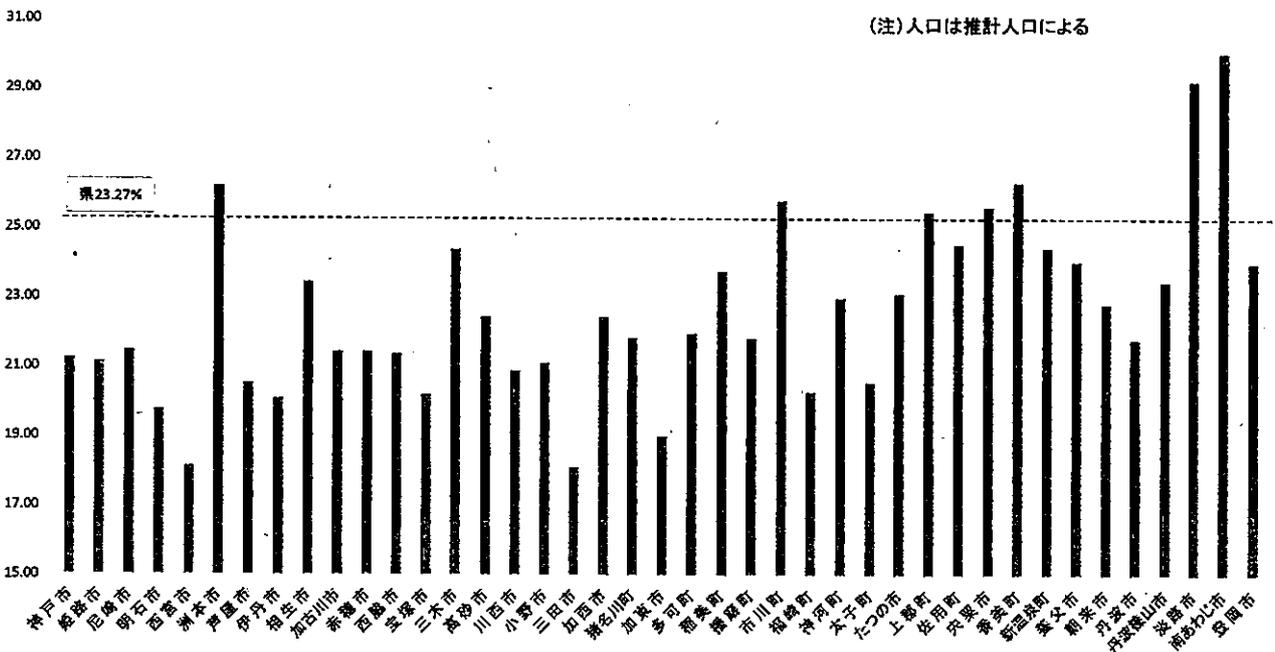


国保被保険者数と世帯数の推移



人口に対する国保被保険者割合(%) (平成30年度兵庫の国保より)

(注)人口は推計人口による



令和元年度宍粟市特定健診・がん検診の状況

令和元年度の宍粟市特定健診・がん検診を市内5か所で23日間実施し、総受診者数5,973名で、平成30年度より110名減少した。今までの実施状況の分析や効果的な広報活動を検討し、少しでも受診しやすい環境を整備していきたい。

①令和元年度 特定健診・がん検診実績

(人)

健診日	健診会場	総受診数	特定	肺がん	胃がん	大腸	前立	肝炎	胃の健康度
6月26日	保健福祉センター・エーガイヤちくさ	255	225	206	54	173	65	5	3
6月27日	保健福祉センター・エーガイヤちくさ	268	247	242	53	159	57	10	7
6月28日	保健福祉センター・エーガイヤちくさ	263	240	214	57	171	50	14	2
千種 合計		786	712	662	164	503	172	29	12
30年度千種合計		784	714	658	165	498	168	44	10
8月1日	メイプル福祉センター	258	239	220	50	161	60	11	3
8月2日	メイプル福祉センター	218	199	185	34	126	56	9	1
8月5日	メイプル福祉センター	240	227	213	43	148	68	6	2
波賀 合計		716	665	618	127	435	184	26	6
30年度波賀合計		724	665	607	140	444	155	29	11
8月20日	一宮保健福祉センター	268	252	235	43	150	65	6	1
8月21日	一宮保健福祉センター	274	257	238	44	155	58	7	5
8月22日	一宮保健福祉センター	247	233	223	37	150	57	4	4
8月23日	一宮保健福祉センター	276	251	233	45	161	49	9	3
9月3日	センター三方	208	197	180	28	120	46	4	2
9月4日	センター三方	195	186	164	26	110	44	7	1
一宮 合計		1,468	1,376	1,273	223	846	319	37	16
30年度一宮合計		1,580	1,380	1,292	260	861	323	38	17
9月11日	山崎文化会館	303	278	259	70	196	66	12	8
9月12日	山崎文化会館	283	261	237	73	194	61	8	3
9月13日	山崎文化会館	249	220	214	46	171	55	10	5
9月18日	山崎文化会館	255	228	219	56	173	58	7	2
9月20日	山崎文化会館	298	261	248	55	195	61	8	7
10月8日	山崎文化会館	281	259	237	47	184	66	17	10
10月9日	山崎文化会館	258	227	214	50	191	63	12	3
10月10日	山崎文化会館	306	285	265	52	187	53	9	6
11月6日	山崎文化会館	305	281	264	62	191	63	7	6
11月7日	山崎文化会館	282	264	229	52	169	53	5	1
12月6日	山崎文化会館	183	167	147	49	114	38	14	3
山崎 合計		3,003	2,731	2,533	612	1,965	637	109	54
30年度山崎合計		3,086	2,795	2,598	671	1,974	641	139	58
令和元年度 宍粟市 合計		5,973	5,484	5,086	1,126	3,749	1,312	201	88
30年度宍粟市合計		6,174	5,554	5,155	1,236	3,777	1,287	250	96

②特定健診受診者数(受診当日の区分)

(人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
宍粟市国保(40~74歳)	3,179	3,218	3,223	3,295	3,194	3,082	2,855	2,798
39歳以下等	478	464	465	420	376	379	309	293
後期高齢医療(75歳以上)	1,351	1,420	1,410	1,409	1,450	1,459	1,422	1,404
社保被扶養者等	928	929	1,017	1,053	1,024	994	968	989
受診者合計	5,936	6,031	6,115	6,177	6,044	5,914	5,554	5,484

令和元年度 特定健診受診者の状況

39歳以下等, 293

国保(40~74歳), 2,798	後期高齢(75歳以 上), 1,404	社保被扶養者等, 989
----------------------	------------------------	-----------------

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

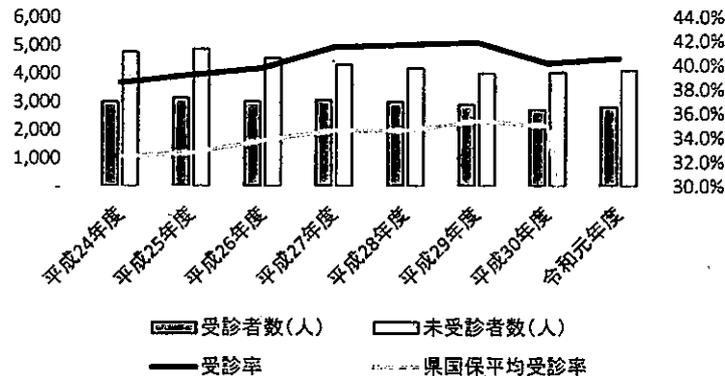
③宍粟市国保特定健診受診数・率

受診者のうち、年間を通して宍粟市国保の加入者の受診率（国への報告数値）は約4割で県平均を上回っている。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数（人）	7,758	7,994	7,544	7,365	7,169	6,871	6,749	6,895
受診者数（人）	2,991	3,136	3,002	3,058	2,988	2,878	2,714	2,798
受診率	38.6%	39.2%	39.8%	41.5%	41.7%	41.9%	40.2%	40.6%
県国保平均受診率	32.5%	32.8%	33.8%	34.6%	34.6%	35.4%	35.0%	

度までは特定健診法定報告 令和元年度対象者数は暫定数値（令和2年1月現在）

宍粟市特定健診の状況



④がん検診

特定健診がん検診会場で実施したがん検診、別会場で実施した乳がん検診と子宮頸がん検診を合わせるとがん検診の受診者延べ人数は14,012名であった。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
肺がん	総受診者数	5,628	5,721	5,779	5,824	5,675	5,501	5,155	5,086
	がん発見数	4	4	1	0	1	1	0	0
胃がん	総受診者数	1,771	1,824	1,766	1,735	1,488	1,330	1,236	1,126
	がん発見数	6	1	2	1	2	1	2	0
大腸がん	総受診者数	3,624	3,856	3,919	4,087	3,992	3,919	3,777	3,785
	がん発見数	4	6	6	9	9	5	2	1
肝炎ウイルス検査	総受診者数	110	145	786	546	308	234	250	201
	陽性者	1	1	3	1	0	0	2	1
前立腺がん	総受診者数	1,377	1,358	1,413	1,467	1,418	1,352	1,287	1,312
	がん発見数	11	10	11	14	10	6	5	3
胃の健康度検査	総受診者数					426	187	96	88
	がん発見数					0	0	0	0
乳がん	総受診者数	1,777	1,842	1,326	1,654	1,515	1,033	917	1,062
	がん発見数	3	3	3	2	5	3	6	3
子宮頸がん	総受診者数	2,232	2,067	1,415	1,570	1,440	1,501	1,161	1,352
	がん発見数	0	2	2	0	2	0	0	0
合計	総受診者数	16,519	16,813	16,404	16,883	16,262	15,057	13,879	14,012
	がん発見数	28	26	25	26	29	16	15	7

※受診者数：受診者総数（年齢規定等のある国県報告数値と異なる）
 ※がん発見数：国県報告後に結果がわかる場合があり、国県報告数値と異なる場合あり
 ※合計：がん発見数には、がん疑い、肝炎ウイルス検査陽性者含まない数
 ※乳がん検診に40歳未満の視触診のみも含む

⑤成人歯科健診

平成29年度より特定健診時に、歯科医師会の協力を得て、歯科医師による、問診、歯科健診、歯周病チェック、嚥下チェック、歯科指導等を行っている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診者数（人）	138	109	109

令和2年度 宍粟市特定健診・がん検診のご案内

～ 病気を未然に防ぎ、健康で楽しい暮らしをするために、1年に1度は健診を受けましょう ～

【申込方法・受診までの流れについて】



申込期日：**6月12日(金)まで**

※受診希望がない場合にも、調査のため申込書をご提出ください。

※対象自治会の日程で都合が悪い場合は、希望日をご記入ください。

【山崎町(山崎文化会館)会場の日程】

★は歯科健診日

歯科健診を希望される人は対象自治会ではなく、★印の日の受診となります。

日 程	対象自治会	日 程	対象自治会
9月16日(水)	元山崎 門前・高下・青木・塩田	10月16日(金)	野・船元・中井・鶴木・須賀沢 出石・高所・三津 東鹿沢・中鹿沢・本鹿沢
9月17日(木) ★	梯・五十波・さつき台・田井 与位・清野・杉ヶ瀬・木ノ谷 伊沢町・出水町・富士野町	10月20日(火)	山田町・福原町・北魚町・寺町 紺屋町・大歳町・西鹿沢・段
9月18日(金)	生谷・下町・宇野・片山 東下野・中野・上ノ下・上ノ上 本町・山田・中広瀬	10月21日(水)	葛根・土万・塩山・大沢 木谷・市場 西町・鴻ノ町・加生
10月14日(水)	千本屋・下広瀬・春安・金谷 上比地・中比地	10月22日(木)	中・中さつき・三谷・中山・神谷 矢原・岸田・野々上 今宿
10月15日(木) ★	御名・下比地・川戸・宇原 下宇原	10月23日(金)	旭町・上寺・横須・東横須 庄能北・庄能南・下牧谷・上牧谷 大谷・小茅野

□で囲んである自治会は送迎バスを運行。 ※12月4日(金)に予備の健診(山崎文化会館)を予定しております。

送迎は **完全予約制**です。

ご予約がない場合は利用ができない場合があります。

ご希望の方は申込書の「送迎車希望欄」に○印をご記入されるか、直接ご連絡ください。



【他会場の日程】

会 場	日 程
エーガイヤちくさ	6月10日(水)、11日(木)★、12日(金)
メイプル福祉センター	7月30日(木)★、31日(金)、8月3日(月)
一宮市民協働センター	8月25日(火)、26日(水)、27日(木)★、28日(金)
センター三方	9月8日(火)、9日(水)

【お問い合わせ先】

保健福祉課 電話62-1000

一宮保健福祉課 電話72-2100

波賀保健福祉課

千種保健福祉課

電話75-8800

電話76-8600

【特定健診】 特定健診は加入している医療保険者が健診の実施主体になり、40歳から74歳までのすべての人および後期高齢者の人が受けることになっています。
 宍粟市に住民票があり、かつ下記の人を対象になります。

年齢と健診の種類		内容	受診料
20～39歳	生活習慣病予防健診	身体計測(腹囲を含む)、血圧測定、問診、診察、尿検査(尿蛋白・尿糖・尿潜血)、血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)	1,000円
40～74歳	特定健康診査 宍粟市国保	身体計測(腹囲を含む)、血圧測定、問診、診察、尿検査(尿蛋白・尿糖・尿潜血)、血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖) ※詳細健診：貧血・クレアチニン・心電図・眼底(国が定めた基準に該当する人のみ。希望で受診できます(別途料金必要))	1,000円
	特定健康診査 社会保険被扶養者(家族)	各医療保険者によって決められます。 ※被扶養者の方は健診当日までに医療保険者より「受診券」の発行を受けてください。「受診券」がなければ受診できない場合があります。	受診券記載の金額
75歳以上	高齢者健診	身体計測(腹囲はなし)、血圧測定、問診(フレイル健診)、診察、尿検査(尿蛋白・尿糖・尿潜血)、血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)	無料

※医療保険の「本人」または「組合員」の人は受診できません。ただし、受診券をお持ちの場合は受診できる場合もありますので、事前にお問い合わせください。

【がん検診等】 がん検診は医療保険にかかわらず、宍粟市民の人は次の通り受診できます。

健診区分	対象者	検診内容	受診料	
肺がん検診	20歳以上	胸部レントゲン間接撮影 ※喀痰検査は当日の申し込みになります。	無料	
胃がん検診	原則40歳以上～80歳未満	バリウムを飲むX線造影検査 ※80歳以上、むせやすい人、便秘をしやすい人は、医療機関で受診してください。	2,000円	70～74歳は半額 75歳以上は無料
大腸がん検診	原則40歳以上	便潜血反応検査(2日法) ※申込のあった人に容器を配布します。健診当日に会場へ持参してください。	600円	
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査 ※現在治療中の人は対象外。	800円	
肝炎ウイルス検診	40歳以上	血液検査 ※過去に受けたことがある人、現在治療中の人は対象外。	無料	
胃の健康度検査	30～50歳	血液検査(胃がん検診の代用になりません) ※過去に受けたことのある人、現在ピロリ菌除菌中・除菌後、自覚症状のある人、胃酸分泌抑制剤服用中の人、胃切除術を受けたことのある人、腎不全の人は対象外。	2,095円	
歯科健診	40歳以上	歯科医師による歯科健診 ※会場ごとに健診日が決まっています。その日に受診してください。	無料	
風しん抗体検査	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性	血液検査 ※クーポン券が必要になります。	無料	

◆がん検診無料クーポン対象の方は5月頃にクーポンを郵送します。

◆一部料金に変更になっています。

あなたのために
大切な人のために **特定健診・がん検診** を受けましょう。



令和2年度 宍粟市特定健診・がん検診 受診の調査・申込書の記入例

※全世帯の記入・回収にご協力をお願いします！！
記入後は**5月8日(金)**までに返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函、
または各保健福祉課へお届けください。

検診の内容については案内チラシをご確認ください。対象年齢以外の人は受診できない場合があります。ご了承ください。

氏名・生年月日	医療保険の種類	送迎希望	特定健診(基本健診)	肺がん検診	胃がん検診	大腸がん検診	前立腺がん検診(50歳以上男性)	肝炎ウイルス	胃の健康度	歯科健診	風しん検査(42~58歳男性)	希望日(指定日以外で希望がある場合のみ記入)
しろう しーたん 宍粟 しーたん 昭和〇年〇月〇日	ア	有	受ける 受けない 理由 []	受ける 受けない 理由 []	受ける 受けない 理由 [4]	受ける 受けない 理由 []	受ける 受けない 理由 [7]	受ける 受けない 理由 []	受ける 受けない 理由 []	受ける 受けない 理由 [①]	受ける 受けない 理由 []	第1希望 第2希望 △月△日 〇月〇日

医療保険の種類

- ア 宍粟市国民健康保険
- イ 後期高齢者医療保険
- ウ 社会保険等の被保険者(家族/扶養)
年度末年齢が40歳以上の方で特定健診を受診される方は受診券が必要です。
- エ 社会保険等の被保険者(本人)
年度末年齢が40歳以上の方で特定健診を受診される方は受診券が必要です。
受診券がない場合は自費受診となります。

記入がない場合は「無」とみなし送迎ができない場合がございます。

宍粟市国民健康保険 交付済
氏名 宍粟 しーたん 性別 女
生年月日 平成20年10月1日
住所 宍粟市 宍粟 1-1-1
交付済番号 503
交付済名称 宍粟市
交付済住所 宍粟市 宍粟 1-1-1
交付済電話番号 087-8123456
有効期限 令和2年11月30日

※どの保険に加入しているか、必ず「健康保険証」を見て確認し、記入してください。

◆受けない理由番号

- ① 医療機関や仕事先で受ける
- ② 治療中、治療済みである
- ③ 仕事・育児・介護等のために行けない
- ④ 体調が良いので必要ない
- ⑤ 病気が見つかるのが怖い
- ⑥ 市外に住んでいる
- ⑦ その他

《注意事項》

- *20歳以上のご家族全員を下記の欄に記入してください。
- *社会保険等とは、協会けんぽ、共済組合、建設国保などです。
- *「受ける」「受けない」のどちらかを○で囲んでください。



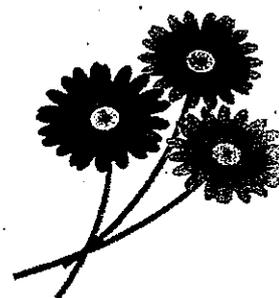
乳がん検診・
子宮がん検診は
電話での予約となります

お問い合わせ先

- 宍粟市保健福祉課 電話 62-1000
- 波賀保健福祉課 電話 75-8800
- 一宮保健福祉課 電話 72-2100
- 千種保健福祉課 電話 76-8600

令和元年度国民健康保険事業実績

	実績	R元年度事業計画		備考
		目標	関係項目	
国保税収納率	93.87% (R2.4末現在)	94%	(2)①	R1～佐用町と市町間併任人事協定により財産調査(捜索)の強化
ペイジー口座振替件数	152件	-	(2)②	
レセプト点検件数	144,406件	-	(3)①	
資格過誤調整件数	31件 520,244円	-		
第三者行為調整件数	9件 1,213,752円	-	(3)③	
特定健診実施状況	5会場 23日間 5,484人受診	-	(4)①	
特定健診受診率	40.6%	42%		法定報告確定前の見込率
特定保健指導実施率	74.8%	60%		法定報告確定前の現在把握率
医療費通知	6回 のべ25,750件	-	(4)②	
ジェネリック医薬品差額通知	4回 688人	-	(4)③	
ジェネリック医薬品数量シェア率	81%	79%		
重複受診、多剤服薬等対象者への医療費適正化通知対象者	6人	-	(4)④	
データヘルス計画保健指導率	67.4%	70%	(4)⑤⑨	特定健診結果及び医療機関への受診状況により、糖尿病、高血圧症による重症化の恐れがある方を抽出
歯科健診実施状況	4会場 5日間 109人受診	-	(4)⑥	



新型コロナウイルス感染症対策緊急支援制度の概要

宍粟市、国、兵庫県における「新型コロナウイルス感染症対策緊急支援制度」の概要をお知らせします。
各制度には適用・利用条件があり、また、今後の補正予算などで制度が変更される可能性があります。
随時、ホームページでご確認いただくか、それぞれの問合せ先までお電話ください。

「宍粟市新型コロナウイルス感染症 総合案内」の電話番号は「0790-62-2518」です。

生活・経済面の支援

しそこのことも生き活き応援金

- 内容** 対象児童1人につき2万円
- 対象** H16.4.2からR2.3.31までに生まれた児童がいる世帯（児童手当受給者）
※収入要件あり
- 手続き** 不要（公務員は手続き必要）
- 問合せ** 健康福祉部 社会福祉課
TEL.0790-63-3067

市独自

子育て世帯への臨時特別給付金

- 内容** 対象児童1人につき1万円
- 対象** H16.4.2からR2.3.31までに生まれた児童がいる世帯（児童手当受給者）
※収入要件あり
- 手続き** 不要（公務員は手続き必要）
- 問合せ** 健康福祉部 社会福祉課
TEL.0790-63-3067

特別定額給付金

- 内容** 一律1人10万円（世帯主に一括支給）
- 対象** 令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方
- 手続き** オンライン申請（マイナンバーカード要）または5/21（木）～5/24（日）にかけて郵送する申請書を返送してください
- 問合せ** 特別定額給付金交付室
TEL.0790-65-9900

市営住宅の家賃減免及び支払猶予

- 内容** 家賃の減免と支払いの猶予
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が著しく減少し家賃の支払いが困難な市営住宅入居者
- 手続き** 申請書を提出
- 問合せ** 建設部 都市整備課
TEL.0790-63-3106

兵庫県営住宅の提供

- 内容** 原則1年以内で県営住宅を提供
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う解雇や離職により住宅を失った方（収入基準あり）
- 手続き** 家賃等の自己負担あり
- 問合せ** 建設部 都市整備課
TEL.0790-63-3106

上下水道料金の支払猶予

- 内容** 1年以内でお支払いを猶予
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、上下水道料金の支払いが一時的に困難となった個人・事業者
- 手続き** まずはお電話ください
- 問合せ** 建設部 水道管理課
TEL.0790-63-3129

要保護・準要保護世帯への食の安定支援

- 内容** 1日500円（学校給食が欠食となった日につき）
- 対象** 小・中学校の臨時休業により、学校給食を喫食できなくなった児童・生徒の要保護・準要保護世帯
- 手続き** 不要（指定口座へ振り込みます）
- 問合せ** 教育部 教育総務課
TEL.0790-63-3121

市独自

緊急小口資金の貸付

- 内容** 最大20万円以内を貸付（無利子・保証人不要）
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大による休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯
- 償還** 償還2年以内（据置1年以内）
- 問合せ** 宍粟市社会福祉協議会
TEL.0790-72-8787

総合支援資金の貸付

- 内容** 月最大20万円以内を3か月貸付（無利子・保証人不要）
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 償還** 償還10年以内（据置1年以内）
- 問合せ** 宍粟市社会福祉協議会
TEL.0790-72-8787

住居確保給付金

- 内容** 3か月間の家賃相当額（上限あり）を給付
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により給与等を得る機会が減少し、住居を失うおそれが生じている人
- 償還** 給付上限・収入要件等あり
- 問合せ** 健康福祉部 社会福祉課
TEL.0790-63-3067

傷病手当金（国保・後期高齢）

- 内容** 支給額（直近の継続した3か月の給与と収入合計÷就労日数×3分の2×支給対象日数）
- 対象** 感染または感染の疑いにより療養のため連続して4日以上仕事を休み、給与の支払いの全部または一部を受けられない方
- 手続き** まずはお電話ください
- 問合せ** 市民生活部 市民課
TEL.0790-63-3108

宍粟市新型コロナウイルス感染症総合案内

0790-62-2518
時間：平日8時30分～17時15分

- ・感染等の健康相談
- ・生活や事業の支援について
- ・教育や保育について
- ・給付金について

市税等の減免・支払猶予

国民健康保険税の減免

- 内容** 所得金額に応じて減免
※R3.3.31までの納期の国保税
- 対象** 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病となった世帯、または、主たる生計維持者の事業収入等が前年より30%以上減少している世帯
- 償還** 所得要件あり（廃業の場合は所得要件なし）
- 問合せ** 市民生活部 税務課
TEL.0790-63-3124

個人住民税の減免

- 内容** 所得金額に応じて減免
- 対象** 納税義務者が死亡・障がい者となった場合、または、失業・疾病等により3か月以上無職で所得が前年の50%以下の場合
- 償還** 所得要件あり
- 問合せ** 市民生活部 税務課
TEL.0790-63-3124

市独自

市税等の支払猶予

- 内容** 1年以内でお支払いを猶予
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税等を一時的に納付することが困難な方
- 手続き** まずはお電話ください
- 問合せ** 市民生活部 債権管理課
TEL.0790-63-3134

市独自

医療保険料等の減免・支払猶予

介護保険料の減免

- 内容** 所得金額に応じて減免
※R3.3.31までの納期の保険料
- 対象** 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病となった世帯、または、主たる生計維持者の事業収入等が前年より30%以上減少している世帯
- 留意点** 所得要件あり(廃業の場合は所得要件なし)
- 問合せ** 健康福祉部 高年福祉課
TEL.0790-63-3160

介護保険料の支払猶予

- 内容** 6か月以内でお支払いを猶予
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保険料を一時的に納付することが困難な方
- 留意点** まずはお電話ください
- 問合せ** 健康福祉部 高年福祉課
TEL.0790-63-3160

国民年金保険料の納付免除

- 内容** 保険料の免除
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業務が失われるなど収入が減少し、相当程度まで所得低下が見込まれる方
- 留意点** まずはお電話ください
- 問合せ** 市民生活部 市民課
TEL.0790-63-3108

中小企業等支援

新型コロナウイルス関連融資信用保証料助成金

- 対象** 融資額に対する信用保証料を110万円を上限に助成
- 対象** セーフティネット4号、5号、危機関連保証の市の認定を経て、兵庫県信用保証協会の信用保証を受けた事業者
- 留意点** 貸付実行後90日以内に申請書提出
- 問合せ** 産業部 ひと・はたらく課
TEL.0790-63-3166

市独自

休業要請事業者経営継続支援金

- 対象** 中小法人30~100万円、個人事業主15~50万円を給付 ※飲食店・旅館・ホテルは、中小法人10~30万円、個人事業主5~15万円
- 対象** 兵庫県が休業要請を行った事業者で、4月または5月の売上が前年比50%以上減少し事業を休業している事業者(その他要件あり)
- 問合せ** 兵庫県経営継続支援金相談ダイヤル
TEL.078-361-2281

県・市独自

事業継続応援給付金

- 対象** 法人、個人事業主10万円
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年のごこの月の売上が前年同月比で25%以上50%未満減少している事業者
- 留意点** 国の持続化給付金と重複不可
- 問合せ** 産業部 ひと・はたらく課
TEL.0790-63-3166

市独自

持続化給付金

- 内容** 法人200万円、個人事業主100万円
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年のごこの月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- 留意点** 昨年1年間の売上からの減少分が上限
- 問合せ** 持続化給付金事業コールセンター
TEL.0120-115-570

テイクアウト応援事業

- 内容** 飲食店等に5万円を上限に補助
- 対象** テイクアウト、デリバリー事業を実施する飲食店等で、商工会が実施するテイクアウト応援事業に参加する飲食店等
- 問合せ** 宍粟市商工会
TEL.0790-62-2365

商工会独自

事業者への水道基本料金の支援

- 内容** 水道料金の基本料金全額を支援
- 対象** 国の持続化給付金事業、兵庫県の休業要請事業者経営継続事業、市の事業継続応援給付金事業の給付決定を受けた事業者
- 留意点** 6月から11月までの6か月間
- 問合せ** 建設部 水道管理課
TEL.0790-63-3129

雇用調整助成金

- 内容** 日額1人8,330円を助成
※金額は変更される可能性あり
- 対象** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により従業員に休業手当を支払う等した事業者
- 留意点** その他要件あり
- 問合せ** 龍野公共職業安定所(ハローワークたつの)
TEL.0791-62-0981

中小企業者等の資金繰り支援

- 内容** 新型コロナウイルス感染症拡大により、各種融資制度の要件緩和、信用保証料助成や利子補給と組み合わせた無利子・無担保融資が制度化されています
- 留意点** 経済産業省のホームページもご確認ください
- 問合せ** 金融機関

★その他の支援制度や制度の詳細は、宍粟市ホームページのパンフレットでご確認いただけます。

宍粟市ホームページ(QRコード)はこちら →



★事業者への支援制度については、経済産業省のホームページでより詳細にご確認いただけます。

経済産業省の支援制度(QRコード)はこちら →



その他

転出届等の郵送対応

- 内容** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、転出届やマイナンバーカードの交付申請、身体障害者手帳の申請・交付など窓口来庁のものを郵送対応します
- 留意点** まずはお電話ください
- 問合せ** 市民生活部 市民課 TEL.0790-63-3100
健康福祉部 障害福祉課 TEL.0790-63-3101

市独自

支えあいの輪寄付金の募集

- 内容** みなさまからの寄付金をもとに、経済的支援や事業活動支援など、新たな新型コロナウイルス感染症対策を実施していきます
- 留意点** まずはお電話ください
- 問合せ** 企画総務部 地域創生課
TEL.0790-63-3066

市独自

支えあいの輪寄付金とは?

支えあいの輪寄付金は、みなさまからの寄附金を原資に新型コロナウイルス感染症対策事業として、新たに支援事業を実施していくためのものです。
みなさまからの温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

特別定額給付金の詐欺に注意!!

絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号 ●口座番号 ●通帳 ●キャッシュカード ●マイナンバー

市区町村や総務省などが以下を行うことは絶対にありません!

- ✕ 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ✕ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✕ メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン 188
(周番なしの3桁)

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン
0120-213-188

宍粟警察署 62-0110

警察相談専用電話 #9110

宍粟市役所 62-2518

総務省 給付金



総務省



生活・経済面の支援	
支援策の名称	国民健康保険・後期高齢者医療保険 傷病手当金
支援の概要	新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いがある方が労務につけなくなった場合に傷病手当金を支給します。
対象となる方	<p>①宍粟市国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で勤め先から給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルスに感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる方。</p> <p>②感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が連続して3日を超える方。</p> <p>③労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方（支払いを受けることができる給与の額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給）。</p> <p>以上3点の条件をすべて満たす方。</p>
支援の内容	<p>【支給額】 1日あたりの支給額</p> <p>直近の継続した3か月間の給与収入合計÷就労日数×2/3×支給対象日数</p> <p>※1日の支給額の上限は標準報酬月額の高等級額の1/30に2/3を掛けた額となります。</p> <p>※勤務先から休業中に給与の全部または一部支給を受けることができる場合はその金額を支給額から差し引きした額となります。</p> <p>【支給対象日数】 入院等で労務に服することができなくなった日から数えて連続して3日を経過した日から労務に服することができない期間の内就労予定の日数。（勤務が休みの日は支給対象日数に含めません。）</p> <p>【適用期間】 令和2年1月1日～9月30日 （ただし入院が継続する場合などは最長1年6か月まで）</p>
手続き	傷病手当金支給申請書に必要事項を記入し、勤務先、医療機関より証明を受けて窓口または郵送にてご提出ください。
お問い合わせ	<p>市民生活部 市民課 0790-63-3108</p> <p>一宮市民局 まちづくり推進課 0790-72-1000</p> <p>波賀市民局 まちづくり推進課 0790-75-2220</p> <p>千種市民局 まちづくり推進課 0790-76-2210</p>

市税等の減免・支払猶予

支援策の名称	国民健康保険税の減免																										
支援の概要	国民健康保険税を減免します。																										
対象となる方	<p>①主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯全部 ②主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯</p> <p>【要件】</p> <p>i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること ii 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ※前年の合計所得金額の計算は別に定める計算方法によります。 iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</p>																										
支援の内容	<p>【主な減免割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業等の廃止・失業の場合 … 前年所得に関わらず全額免除 ・事業等の廃止・失業以外の場合 <p>《表1》で算出した対象保険税額に、《表2》の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額（$A \times B / C \times d$）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">《表1》</td> <td> <p>対象保険税額 = $A \times B / C$</p> <p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">《表2》</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">前年の合計所得金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">減免割合(d)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">300万円以下</td> <td style="text-align: center;">全部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">400万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">550万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">750万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の2</td> </tr> </table>	《表1》	<p>対象保険税額 = $A \times B / C$</p> <p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p>	《表2》		前年の合計所得金額	減免割合(d)			300万円以下	全部			400万円以下	10分の8			550万円以下	10分の6			750万円以下	10分の4			1,000万円以下	10分の2
《表1》	<p>対象保険税額 = $A \times B / C$</p> <p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p>																										
《表2》		前年の合計所得金額	減免割合(d)																								
		300万円以下	全部																								
		400万円以下	10分の8																								
		550万円以下	10分の6																								
		750万円以下	10分の4																								
		1,000万円以下	10分の2																								
手続き	感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。																										
お問い合わせ	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">市民生活部 税務課</td> <td style="text-align: right;">0790-63-3124</td> </tr> <tr> <td>一宮市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-72-1000</td> </tr> <tr> <td>波賀市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-75-2220</td> </tr> <tr> <td>千種市民局 まちづくり推進課</td> <td style="text-align: right;">0790-76-2210</td> </tr> </table>	市民生活部 税務課	0790-63-3124	一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000	波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220	千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210																		
市民生活部 税務課	0790-63-3124																										
一宮市民局 まちづくり推進課	0790-72-1000																										
波賀市民局 まちづくり推進課	0790-75-2220																										
千種市民局 まちづくり推進課	0790-76-2210																										